

2025 年(令和 7 年) 1 月 24 日

社会福祉法人古家真会
理事長 岩崎賢太郎 御中

〒730-0017
広島市中区鉄砲町 1 番 20 号
第 3 ウエノヤビル 3 階 D 号室
Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182
特定非営利活動法人消費者ネット広島
理 事 長 木 村 豊
担当(理事) 中 谷 耕 策



質問書

拝啓 貴法人ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年 1 1 月 1 8 日付回答書にて、貴法人の入居規約書等を令和 6 年 1 1 月 1 2 日より改訂した旨の回答をいただきました。

改訂された入居規約書等を確認いたしましたところ、第 1 8 条(原状回復の義務)の後段について、「乙は、この契約を解除又は終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡す時、修理もしくは取替えを要する場合、乙の責によるものか否かを問わず、別紙記載の壁紙クロス貼替、ハウスクリーニング、畳表替等の費用は乙が負担しなければならない。」と規定されています。

この規定を文理解釈するならば、甲たる施設側の責によるものについても、その修理もしくは取替えに要する費用を乙が負担をしなければならないと解することとなります。

その場合、当該規定の該当する部分については、消費者契約法第 10 条により、消費者の義務を加重し、消費者の利益を一方的に害するものとして、無効となることは明らかであると考えますが、まずは、この点について、貴法人はどのようなお考えでしょうか。

大変恐縮ですが、改めて、本書到達後 1 ヶ月を目途に、この点について、文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本質問書の内容、本質問に対する貴法人のご回答の有無・内容及び本質問以降の経緯や内容等につきましては、消費者被害防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具